

大阪市立中本小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年5月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「よく考え、協力して、やり抜く子ども」育成のために「**大阪市立中本小学校いじめ防止基本方針**」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- （1）いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
 - ・人権教育、道徳教育、学校行事、児童会活動の充実
- （2）未然防止・早期発見のための取組
 - ・日々の児童観察、教育相談、いじめ実態調査アンケート実施
- （3）家庭・地域との連携
 - ・学校協議会、PTA実行委員会、懇談会での児童実態等の情報交流の実施

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめをしない・させないための取組を全教職員で行う。

- （1）いじめを許さない・見逃さない指導を進める。
 - ① 道徳教育や学級活動において仲間作りを進める。
 - ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができるような人権教育を進める。
 - ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導の徹底を図る。
 - ④ 情報モラルに関しての指導の充実を図る。
 - ⑤ 「いじめについて考える日」及び「いのちについて考える日」の取組により児童の意識の向上を図る。
- （2）自己有用感を高めるために
 - ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組
 - ・春の遠足、秋の全校遠足、社会見学等校外活動的行事
 - ・自然体験学習、修学旅行等集団宿泊的行事
 - ・学習発表会、作品展等文化的行事
 - ・入学式、卒業証書授与式、始業式、終業式等儀式的行事
 - ・運動会等健康安全・体育的行事

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

- ・春の遠足等で異学年交流の充実を図る。
- ・全校遠足や中本フェスティバル等のたてわり班活動の充実を図る。
- ・児童会を中心にあいさつ運動を実施する。

(3) 授業改善

①学習規律の確立や配慮を要する児童への対応で重要な点

- ・『学校は学習をする場であること』を児童に意義づけする。
- ・教職員が同じ方針で指導する。

②相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

- ・相互公開授業をし、指導力向上に努める。
- ・習熟度別学習の充実を図る。
- ・個別指導体制の充実を図る。

③指導力の向上に関しての取組

- ・授業研究等の機会を多く持ち、指導力の向上に努める。
- ・自主研修等校内研修の充実を図り、指導力の向上に努める。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、おとなが気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①児童生徒観察の充実と情報の共有化（※職員朝会等で連絡）

（ささいな変化に気づくことができる体制づくり）

②変化の記録（5W1H／誰が・何を・いつ・どこで・なぜ・どのように）

③アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

⑤外部機関との連携

⑥いじめ相談窓口の周知

⑦家庭との連携

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制

②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制（情報の共有化・教職員の連携等）

③被害児童の保護、加害児童への指導

④警察などの関係機関との連携

⑤家庭・地域との連携

⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止対策委員会

〔構成メンバー〕

- ・管理職、生活指導部長、学年主任、特別支援教育担当、人権教育主担、養護教諭教務主任（事案に応じて、担任あるいは学年担当等を加える。）

〔役割〕

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

〔年間計画〕： 年3回

4月：指導方針、指導計画等

9月：情報共有、2・3学期の計画（中間評価）

2月：本年度のまとめ、来年度の課題検討（最終評価）

〔調査等〕

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

②常設委員会、事案発生時の委員会の設置など

- ・常設委員会として、月1回の生活指導連絡会で情報の共有を図る。
- ・事案発生時は、学校長の指示で上記のメンバーが集まり、指導方針を検討する。

（2）保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

- ・学校の様子や情報を発信していく。

②学校協議会への提案・協力体制

- ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制をとる。

③委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

- ・東成警察署、こども相談センター、家庭児童相談室との情報交換を日頃から密に行う。

（3）取組内容の検証

①PDCAサイクルの活用や『学校運営に関する計画』との関連

- ・取組内容を『学校運営に関する計画』で検討し、常に内容を改善していく。

②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に關しての改善方法

- ・教職員に、取組評価アンケートを実施する。
- ・学校協議会やPTA実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

（4）研修会

- ・人権教育実践研修会等への積極的な参加

7. 重大事態への対処

- (ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- } 等があった場合
速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ①学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
②調査組織の設置や事実関係の明確化
③被害児童及びその保護者への適切な情報提供
④教育委員会への報告等、関係諸機関との連携
- } について

学校長の判断・指示で迅速に対応できるよう、教頭・生活指導部長を中心に、日頃から体制を整えておく。

8. いじめへの組織的指導

